

キングサーモンプロジェクト  
(社会課題チャレンジコース)  
事務局事業者公募要項

令和8年2月



スタートアップ戦略推進本部

## 目次

1. はじめに・事業の目的 .....	1
2. 事業概要 .....	1
3. 本事業者に求められる能力や経験 .....	3
4. 本事業者の役割 .....	4
5. 本事業の期間 .....	11
6. 都の支援等の内容 .....	11
7. 審査の流れ .....	12
8. 応募方法 .....	13
9. 留意事項 .....	15
10. 申込・問い合わせ先 .....	16

## 1. はじめに・事業の目的

東京都（以下「都」という。）では、2025年（令和7年）11月にスタートアップ戦略「Global Innovation Strategy 2.0 STARTUP & SCALEUP」を策定し、優れた“スタートアップ”の“スケールアップ”を大胆に支援し、世界に浸透する“グローバル”なイノベーション創出を推し進めている。

本戦略に基づき、世界を舞台に活躍するスタートアップを東京から誕生させるためには、より大きな社会的インパクトを生み出せる、個別現場の困りごと解決に留まらないプロジェクトの実施を通じて、スタートアップのグローバルな成長を後押しすることが重要である。そこで都は、グローバルな成長を目指すスタートアップに対して、多様なプレイヤーとの協働を通じた国内外でのプロジェクトの実施やディープテック・スタートアップ等のプロダクト開発・実装を支援することで、より大きな社会的インパクトを生み出すスタートアップの輩出サイクルの確立を目指す「キングサーモンプロジェクト（社会課題チャレンジコース）」（以下「本事業」という。）を開始する。本事業を通じて、今後のロールモデルとなるような、グローバル市場を席捲するスタートアップ（「キングサーモン企業」）を東京から輩出することを目指す。

本事業では、多様なプレイヤーとの議論の場（Agora）を通じて、社会課題の深掘りやプロジェクトの練り上げを行い、国内外でのプロジェクトの実施やディープテック・スタートアップ等のプロダクト開発・実装、その後のグローバル展開を支援する。本事業を実施するに当たり、都と連携し、その企画・運営を担う事務局事業者を募集する。

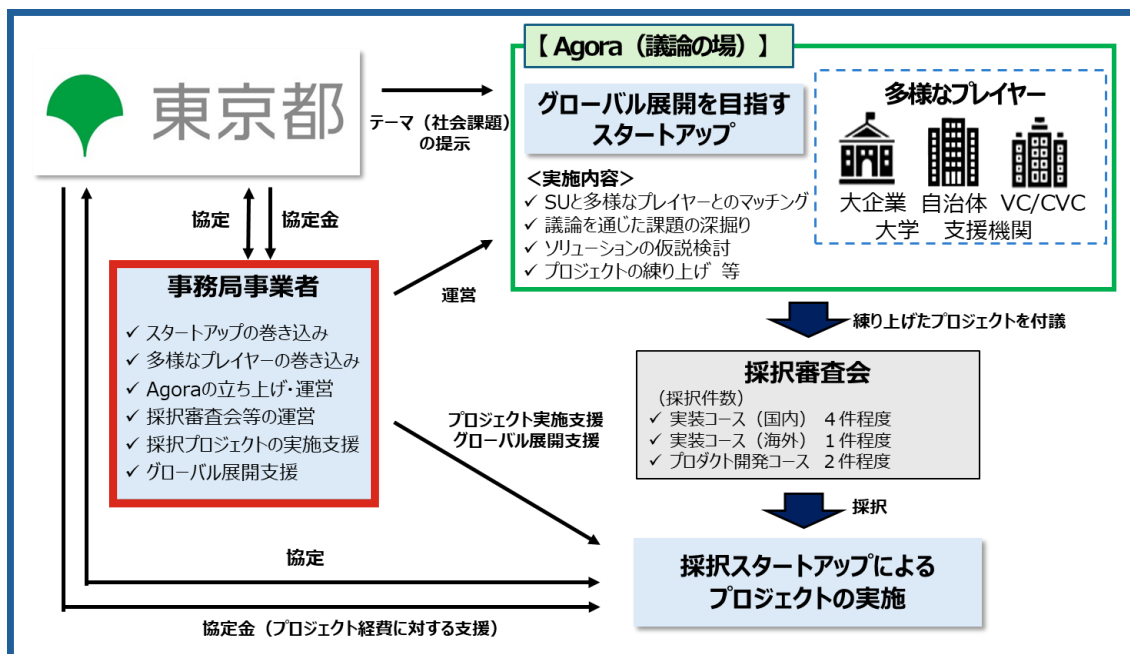
## 2. 事業概要

本事業の事務局事業者の公募については、次のような流れで実施する。

- (1) 本要項に基づき、本事業を運営する事業者・団体（以下「本事業者」という。）を、都が公募する。
- (2) 応募があった事業者・団体の提案を、都は外部有識者等を含む選定委員会で審査し、1件（者）採択した上で、協定を締結する。  
協定書については、別紙1「キングサーモンプロジェクト（社会課題チャレンジコース）の運営に関する協定書（案）」を参照すること。
- (3) 採択された事業者・団体は、本事業に係る事務局業務を都と連携し実施する。
- (4) 協定金の算定にあたっては、本事業者が設定したKPIの達成割合に応じて支払う額（以下「KPI評価額」という。）と、事業全体の成果を評価する外部有識者

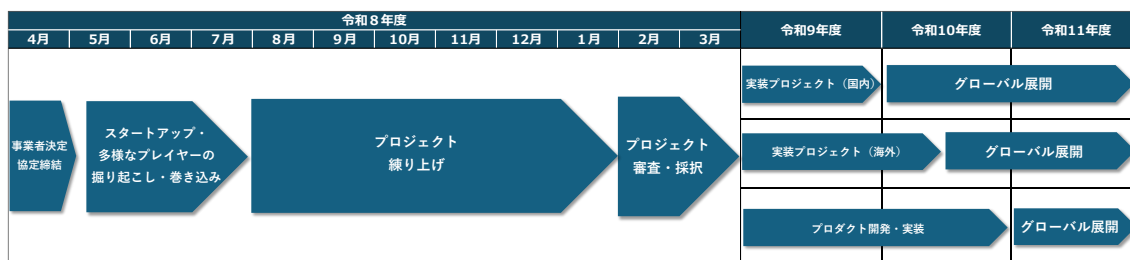
等を含む委員会（以下「評価委員会」という。）の評価結果に基づく額（以下「成果評価額」という。）を合計し支払う。詳細は、別紙2「協定金の支払に係る評価方法及びKPIの説明」を参照すること。

【本事業のスキーム図】



【想定スケジュール】

本事業の想定スケジュールは以下のとおり。



※事業の進捗状況等によりスケジュールは前後する可能性がある

※本事業者に対する KPI 評価及び成果評価は、原則として各年度末頃に実施する

【本事業の主な流れ】

(1) 対象スタートアップの掘り起こし及び巻き込み

本事業において解決すべき社会課題（テーマ）を2つ程度設定・提示するとともに、そのテーマに取り組み、グローバル展開への強い意思を有するスター

トアップなどを掘り起こし、本事業への巻き込みを図る。具体的な巻き込み手法（募集・審査など）は、本事業者が企画し、都の承認を得ること。

#### (2) 多様なプレイヤーの誘引

スタートアップとの協働を通じて社会課題を解決する意欲のある多様なプレイヤーを巻き込み、スタートアップ及び多様なプレイヤー等によって構成される、テーマごとのチームを組成する。

#### (3) プロジェクトの練り上げ

各チームにおいて、多様なプレイヤーとのネットワーキングやディスカッション、検証等の場（Agora）を提供し、社会的インパクトを生み出せるテーマ（社会課題）を解決する、個別現場の困りごと解決に留まらないプロジェクトを練り上げる。

#### (4) プロジェクトの審査・採択

練り上げられたプロジェクトを審査し、国内で実施する実装プロジェクトを4件程度、海外で実施する実装プロジェクトを1件程度、プロダクト開発及び実装を行うディープレック・スタートアップ向けプロジェクトを2件程度採択する。

#### (5) プロジェクトの実施

採択されたプロジェクトに対しては、都からの協定金を提供するとともに、円滑にプロジェクトを実施するために必要な伴走支援策を提供する。

#### (6) グローバル展開等

プロジェクト実施後、スタートアップのグローバル市場での事業拡大を目指し、各スタートアップに適した伴走支援策を提供するとともに、都政現場等における公共調達等を通じた更なる成長を促進する。

### 3. 本事業者に求められる能力や経験

本事業を効果的・効率的に推進する上で本事業者に求められる能力や経験は以下のとおりとする。

- ・都のスタートアップ戦略の理念やキングサーモンプロジェクトの趣旨・目的を理解した上で、東京のスタートアップエコシステムのグローバル化を推進する能力を有すること
- ・本事業の対象となるスタートアップのニーズや課題を適切に把握した上で、本事業者自身の有するリソース、ノウハウ及びネットワーク等を活かし、グローバル市場を席捲するスタートアップに成長できるようなオーダーメイド型伴走支援策を提供する能力を有すること
- ・スタートアップに対する効果的なプログラムを実施するために、多様なプレイヤーを巻き込みながら、最適な支援策を立案できる広いネットワーク及び調整

力を有すること

- ・事業計画策定や進捗管理を行うとともに、都との連絡調整を円滑に行う能力を有すること

#### 4. 本事業者の役割

本事業者の役割は以下のとおり。なお、別紙2「協定金の支払に係る評価方法及びKPIの説明」で都が指定しているKPI項目に関連する内容については、その旨注記しているため、企画書及びKPIを作成・設定する際に留意すること。また、本事業の確実かつ効果的な実施に向けて、効果的な独自の取組についても提案すること。

##### (1) 制度設計

###### ① 企画書・KPI及び制度設計

本事業者は、グローバルな成長を目指すスタートアップに対して、多様なプレイヤーとの協働を通じた国内外でのプロジェクトの実施やディープテック・スタートアップ等のプロダクト開発・実装を支援することで、より大きな社会的インパクトを生み出すスタートアップを輩出するための制度設計を都と協議しながら行う。応募時の企画書・KPI設定及び制度設計に当たっては、以下の点に留意すること。

ア 本事業において解決すべきであり、個別現場の困りごと解決に留まらない、より大きな社会的インパクトを生み出せるテーマ（社会課題）を2つ程度提案すること。

イ 本事業者が持つリソースを活用するとともに、スタートアップとの協働を通じて社会課題解決に挑戦する意欲のある多様なプレイヤーを巻き込みながら、スタートアップが実施するプロジェクトのスケールアップを実現するプログラムを提案すること。

ウ スタートアップの成長に最大限資するよう多様なプレイヤーを巻き込むものとし、スタートアップを巻き込む際は、当該プレイヤーからの内諾を事前に得た上で例示することが望ましい。実施内容は都と協議の上、決定する。

エ プロジェクトの練り上げ・審査・実施に当たっては、その後のグローバル展開を見据えた審査・支援を行うこと。

オ 応募時の企画書を作成するに当たっては、国内で実装するプロジェクト、海外で実装するプロジェクト、開発及び実装に係るプロジェクトのそれぞれにおける支援内容が分かるように記載すること。

##### (2) 対象となるスタートアップの掘り起こし・巻き込み

### ① 掘り起こし・巻き込み方法の企画

本事業者は、本事業において解決すべき社会課題（テーマ）を2つ程度設定・提示するとともに、そのテーマに取り組み、グローバル展開への強い意思を有するスタートアップなどを掘り起こし、本事業への巻き込みを図る。具体的な方法（募集や審査の期間・方法など）は、本事業者が企画し、都の承認を得ること。

### ② スタートアップの掘り起こし（KPI項目：指定①）

本事業者は、対象となるスタートアップ候補を調査・リスト化し、周知等を行った上で、本事業への誘引を図る。なお、スタートアップの具体的な掘り起こし方法については、本事業者が企画し、都と協議の上、決定する。

#### 【社会課題チャレンジコース 対象スタートアップのイメージ】

○社会課題の解決につながるテクノロジーやアイデアに基づくプロダクトを有し、実装フェーズにあるスタートアップ

○研究シーズに基づく技術を有し、プロダクトの開発フェーズにあるディープテック・スタートアップ

○グローバル展開への強い意思があるスタートアップ など

※応募要件の詳細については都と本事業者との間で協議する

### ③ スタートアップの巻き込み（KPI項目：指定②）

本事業者は、多様なプレイヤーとの議論の場（Agora）へのスタートアップの巻き込みを行う。巻き込みに当たっては、外部有識者等による審査など、公平性の観点に留意した設計を行う。対象スタートアップの具体的な巻き込み方法については、本事業者が企画し、都と協議の上、決定する。

## (3) 多様なプレイヤーの誘引

### ① 連携するプレイヤーの巻き込み（KPI項目：指定③）

本事業者は、本事業を進めるに当たって、スタートアップとの協働を通じて社会課題解決に貢献する意欲のある国内外の多様なプレイヤーを巻き込むものとし、スタートアップを巻き込む際には、連携するプレイヤーを事前に内諾を得て例示することが望ましい。

### ② 多様なプレイヤーと連携した支援の提供

本事業者は、スタートアップが実施するプロジェクトを練り上げ・組成するに当たり、本事業者のリソースだけではなく、多様なプレイヤーのリソースやノウハウ等を活用するとともに、彼らとのネットワーキングやディスカッションの場を通じて、スタートアップの成長に資する支援を提供する。

### ③ 連携するプレイヤーの追加（KPI項目：指定③）

事前に例示したプレイヤーの巻き込みに加えて、スタートアップの課題・ニ

ーズ等も踏まえながら、随時、プレイヤーを巻き込んでいく。

④ 応募時の企画書について

応募時の企画書には、多様なプレイヤーの具体的な候補等を提案すること

【社会課題チャレンジコース 多様なプレイヤーのイメージ】

- ・ 検証フィールドを提供できる国内外の事業会社・自治体・支援機関等
- ・ プロダクトを開発する上で必要な技術・能力・リソースを有する国内外の事業会社・研究機関等
- ・ スタートアップの顧客候補となる国内外の事業会社・自治体・支援機関等
- ・ 海外のアセット・ネットワークを提供できる国内外の事業会社・自治体・支援機関等

(4) プロジェクトの練り上げ

① チームの組成 (KPI項目：指定②)

本事業者は、スタートアップ及び多様なプレイヤーによって構成されるチームを組成し、ネットワーキングやディスカッション、検証フィールドの視察、試作品の開発、フィールドでのプロトタイプ検証等の機会を提供しながら、スタートアップが実施するプロジェクトのスケールアップ及びグローバル展開に向けたプロジェクト実施計画の練り上げを支援する。

② 協働に向けたネットワーキング・ディスカッション (KPI項目：指定④⑤⑥)

本事業者は、スタートアップに対して、個別現場の困りごと解決に留まらないプロジェクトが組成されるよう、多様なプレイヤーとのネットワーキング・ディスカッションを促進するとともに、課題・背景の深掘り、仮説構築、その他専門知見に裏打ちされたアドバイスやリソース提供等の効果的なサポートを行う。

③ 検証フィールド等の探索サポート (KPI項目：指定④⑤⑥)

本事業者は、スタートアップがプロジェクトを実施する上で必要な、国内外の検証フィールドや検証パートナー、プロダクト開発に必要な技術・リソース提供者、その他顧客候補等の探索をサポートする。なお、検証フィールドや検討パートナー等は以下のような例を想定している。

- ア 解決すべき社会課題が存在する国内外の事業会社・自治体・支援機関等有するフィールド
- イ 開発・実装に必要な技術・能力・リソース等を有する国内外の事業会社・支援機関・研究機関等
- ウ 都の各局、政策連携団体・関連団体、東京都内の市区町村、その他自治体等

④ プロジェクト実施計画の策定に係る支援（KPI項目：指定④⑤⑥）

本事業者は、スタートアップのグローバル展開を見据えながら、多様なプレイヤーとの協働プロジェクトに係る実施計画の策定に対する効果的な支援を行う。

(5) プロジェクトの審査・採択

① 審査会の企画・運営

本事業者は、スタートアップが提案するプロジェクトについて、その実施可否を判断するための審査会（以下「K S 審査会」という。）を企画・運営する。なお、本審査会を実施する際、審査基準に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号に規定する要件を盛り込む等工夫すること。

② 審査会開催時期

本事業者は、(5) ①に規定するK S 審査会を必要なタイミングで実施すること。

③ 審査会委員の要件

K S 審査会は、学識経験者（以下は参考）を含むものとする。なお、審査会の委員はスタートアップと密接な利害関係を有する者を充てることはできないものとする。委員の選解任にあたっては事前に都に協議し、決定する。

・スタートアップ施策に関連する当該分野に精通した専門家（大学等研究機関にあっては教授又は准教授相当の職を務めた経験を有する者。民間研究所シンクタンク等にあっては主任研究員相当以上の職位にある者）

④ 審査会委員の選定・定足数

審査会は複数回実施する予定のため、予め複数の委員を選定し、審査会の都度、定足数を満たすよう出席を依頼すること。なお、5名以上の委員を選定することとし、審査会の定足数は3名以上とする。また、委員の選定に当たっては、ジェンダーバランスや学識・ビジネス領域などのバックグラウンドのバランスに配慮すること。

⑤ 採択プロジェクト件数(想定)

採択するプロジェクトの件数は、以下を想定している。

- ・国内で実施する実装プロジェクト：4件程度
- ・海外で実施する実装プロジェクト：1件程度
- ・プロダクト開発・実装に係るプロジェクト：2件程度

⑥ 協定締結に係る支援

スタートアップは、都と協定を締結し、プロジェクト経費に係る支援を受けるとなる。本事業者は、都とスタートアップの協定書の締結につ

いて、事務的な支援を実施する。また、都とスタートアップの協定締結に当たり、都が必要と認めた場合において、弁護士によるリーガルチェック等を実施する。

#### (6) プロジェクト実施に係る伴走支援

本事業者は、採択されたプロジェクトの実施に対する効果的な支援策を都と協議の上、企画・提供する。

##### ① プロジェクト実施に向けた準備支援（KPI項目：指定⑦～⑱）

採択されたプロジェクトについて、スタートアップ及び協働する多様なプレイヤー等の担当者と連携し、内容の詳細化・精緻化を支援すること。具体的には以下の点等を明確化すること。

- ・プロジェクトに参加する対象者
- ・実施体制及び役割分担
- ・プロジェクトに要する経費
- ・緊急時の対応（事故発生時の連絡体制等）
- ・期間及びスケジュール
- ・効果検証方法及びKPIの設定

##### ② プロジェクトに対するリソース提供等のサポート（KPI項目：指定⑦～⑱）

本事業者は定期的にプロジェクトの進捗管理（2週に1回程度）を行うなど、プロジェクトが円滑に進むよう、効果的なサポートを企画し、実施する。

また、本事業者が持つリソースやノウハウ、ネットワーク等を活かして、個社別の課題・ニーズに合わせた支援を提供する。なお、個社別の伴走支援計画は、採択プロジェクトの決定後、速やかに作成し都へ提出する。また、支援の実施状況については、毎月都へ報告する。本事業への応募時の企画書には、プロジェクト実施に対する支援策のイメージを記載すること。

##### ③ プロジェクトの効果検証支援（KPI項目：指定⑱）

本事業者は、スタートアップが実施するプロジェクトの実施結果・効果検証結果の取りまとめ・分析等を支援する。

#### (7) プロジェクトの進捗管理・都の補助等

##### ① プロジェクトの進捗管理

本事業者は、毎月スタートアップのプロジェクト及びその支出状況の進捗管理を実施し、スタートアップが設定するKPI・マイルストーンの達成状況や成果等を整理し、都へ報告を行う。

##### ② 都が提供する協定金に係る事務の補助

都は、スタートアップと協定を締結し、プロジェクトに対する支援として、

協定金を提供する。プロジェクトに対する支援については、都がスタートアップに直接資金を支払うものとする。本事業者は、支出にあたって必要となる各種書類について、毎月又は四半期ごとに取りまとめ、確認を行った上で、都へ提出する。

### ③ 都の支援金額

プロジェクトに対する都の支援の金額は、以下を想定している。

- ・国内での実装プロジェクトに対する支援：30,000千円/1件×採択件数4件＝120,000千円（期間：12か月）
- ・海外での実装プロジェクトに対する支援：50,000千円/1件×採択件数1件＝50,000千円（期間：18か月）
- ・プロダクト開発・実装に係るプロジェクトに対する支援：300,000千円/1件×採択件数2件＝600,000千円（期間：24か月）

### ④ 都の支援金額の決定方法

都が提供するプロジェクトに対する支援は、スタートアップが設定するKPIの達成状況に応じて金額を決定し、支払うことを想定している。

#### 【スタートアップが設定するKPIの例】

（アウトプットKPI） 検証・実装に伴うプロダクトの設計・製造、検証・実装の実施、検証・実装に伴うプロダクトの改良、検証データの取得、検証・実装パートナーからのフィードバックの獲得等

（アウトカムKPI） 実装の完了、検証パートナー等からの有償導入の獲得、プロジェクトを通じた海外販路の獲得等

## （8） プロジェクトの評価

### ① 評価の実施

本事業者は、スタートアップが設定するKPI・マイルストーンの達成状況及び成果について取りまとめ、スタートアップのプロジェクトに対する評価を実施する。

### ② 評価の取りまとめ

KPI評価にあたっては、マイルストーンの達成状況や成果についての証憑類をスタートアップより徴取し取りまとめること。

### ③ 協定金額の算出

①で実施したKPI評価に基づき、スタートアップ各社ごとに協定金額を算出し、都に報告する。

### ④ 効果検証の報告（KPI項目：指定⑱）

スタートアップの成果やその他本事業者で捕捉した成果等を取りまとめ、本事業の効果検証を行い、都へ報告すること。この効果検証は本事業者の評価委

員会における評価の対象となる。

#### (9) キングサーモン認定審査会の実施

本事業者は、プロジェクトを実施したスタートアップに対して、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号に基づき「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」及び「新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者」の認定に向けた審査会（以下「KS認定審査会」という。）を実施すること。なお、審査会の開催方法については、都と協議の上、決定する。

本審査会は学識経験者（以下は参考）を含むものとする。なお、審査会の委員はスタートアップと密接な利害関係を有する者を充てることはできないものとする。委員の選解任にあたっては事前に都に協議し、決定する。

・スタートアップ施策に関連する当該分野に精通した専門家（大学等研究機関にあっては教授又は准教授相当の職を務めた経験を有するものであり、民間研究所シンクタンク等にあっては主任研究員相当以上の職位にあるもの）

審査会は複数回実施する予定のため、予め複数の委員を選定し、審査会の都度、定足数を満たすよう出席を依頼すること。なお、5名以上の委員を選定することとし、審査会の定足数は3名以上とする。また、委員の選定に当たっては、ジェンダーバランスや学識・ビジネス領域などのバックグラウンドのバランスに配慮すること。

#### (10) グローバル展開に向けたスタートアップの支援

プロジェクト実施後、スタートアップのグローバル市場での販路拡大を目指し、グローバル展開戦略のアップデート支援やグローバル展開に対する伴走支援等を実施すること。本事業への応募時には、スタートアップのグローバル展開に必要な支援とその理由について、都に提案すること。なお、支援内容は以下を想定している。

##### ① グローバル展開戦略のアップデート支援（KPI項目：指定⑳～㉑）

スタートアップの製品やサービスを展開するのに適した進出先候補等の選定のため、各スタートアップが持つ既存の協業仮説をアップデートするための支援を行う。具体的には、海外のマーケットや現地規制等に関する調査・分析や販路拡大を行う際の課題抽出等を行うことが想定されるが、本事業者はその効果的な支援内容を提案すること。

なお、支援にあたっては1社につき1回程度、外部有識者によるメンタリングサポート等を実施し、多角的な視点による効果の高い戦略のアップデートに努めること。外部有識者の選定も本事業者の業務とする。

② グローバル展開に対する伴走支援（KPI項目：指定⑳～㉓）

上記①でアップデートした戦略に即し、本事業者のネットワークやリソース等を活用しながら、スタートアップが進出を希望する国・地域の現地協業先候補・顧客候補等とのマッチングや商談のセッティング、商談の場への同席・サポート、海外における展示会や見本市への出展支援、スタートアップへの海外渡航に対する支援等、効果的な支援策を企画し、実行すること。なお、海外現地における実行支援においては、スタートアップと協議の上、本事業者が現地へ同行し、伴走型（準備を含む）の支援をすること。上記の支援に係る渡航費などの各種経費については、本事業の実施に必要と認められる範囲で本事業者が負担すること。

(11) 成果発信・情報発信（KPI項目：指定㉑、㉒～㉕）

本事業者は、本事業専用のホームページを管理・運営し、本事業の進捗や成果、スタートアップの取組・成果等に関する積極的なPR、スタートアップと多様なプレイヤーとの協働やスタートアップのグローバル展開に資する効果的な情報発信・ブランディングを、都と協議の上、企画・実施する。

なお、「令和8年度キングサーモンプロジェクト（都政課題協働促進コース）に係る海外展開支援業務委託」（以下「海外展開支援業務委託」という。）や「令和8年度キングサーモンプロジェクト（海外都市課題解決コース）に係るプロモーター業務委託（以下「海外都市課題解決委託」という。）により掲載するページもある。掲載内容や英語版の作成は海外展開支援業務委託及び海外都市課題解決委託の受託者において行うが、本ホームページの更新は本事業の事業者において行うことから、海外展開支援業務委託及び海外都市課題解決委託の受託者と連携しながら、本事業者が主体となって本ホームページの管理・運営を行うこと。

また、本事業者は必要に応じて、プロジェクトやグローバル展開の成果等に関する調査・取りまとめを行い、都に報告する。

## 5. 本事業の期間

本事業の期間は協定締結の日から令和12年3月31日までとする。

## 6. 都の支援等の内容

### (1) 協定金の支払い

本事業者が実施した協定事業の取組内容や成果に対し、都が協定金を支払

う。

- ① 上限額（令和8年度から令和11年度の4か年）  
最大9億円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、各年度の上限額は以下のとおり

- ・令和8年度：120,000千円
- ・令和9年度：250,000千円
- ・令和10年度：250,000千円
- ・令和11年度：280,000千円

※協定金額については、当該年度の歳入歳出予算の成立および配当を条件として効力を生ずるものとする。当該予算が成立しない場合、又は成立した予算の内容に変更が生じた場合には、協定金額及び協定内容の全部又は一部について、減額を含む変更を行うことがある。

- ② KPIの設定とKPI連動額

本事業者は、応募時に様式1「KPI設定シート」を作成し、各KPI項目の設定及びKPI項目ごとの配分・金額（以下「KPI連動額」という。）を記載すること。

- ③ 協定金額の決定について

協定金額については、外部有識者等による成果評価で定まる額のほか、応募時に事業者・団体自身が設定したKPIの達成割合に応じて支払う（KPI評価額＝KPI連動額×KPI達成割合）。

- ④ 支払時期

③で決定した協定金額は、原則として当該年度分を翌年度5月末日までに一括で支払う。ただし、協定金額のうちKPI評価額が確定した部分については、四半期単位で支払うことができるものとする。

- ⑤ 複数の事業者が提携し応募する場合の支払いについて

複数の事業者が提携し応募する場合の協定金については、代表事業者にまとめて支払う。

## 7. 審査の流れ

### (1) 審査方法

書類審査の後、外部有識者等で構成される審査会においてプレゼン審査（オンライン）を行う。なお、プレゼン及び質疑応答は日本語で実施する。プレゼン審査は3月下旬に実施予定である。

（予定所要時間の目安：プレゼン15分～20分程度、質疑応答25分程度）

詳細は応募者に別途連絡する。書類審査結果によってはプレゼン審査の対

象とならない場合がある。

(2) 審査基準

別紙3「審査基準」のとおり

(3) 採択の決定

有識者等による審査を踏まえ、最も高い得点を得た応募者を採択する。審査経過・審査結果等に関する問い合わせには応じない。

## 8. 応募方法

(1) 応募資格

以下の①から③までの要件を全て満たす事業者・団体を応募対象とする。  
なお、複数の事業者が提携し応募する場合は、代表事業者を定め、代表事業者が応募申請を行うとともに、構成事業者全てについて以下の①から③までの要件を全て満たすこと。

① 該当要件

次のいずれかに該当すること

- ア 株式会社、持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）、監査法人、弁護士法人等のいわゆる士業に係る営利法人
- イ 特定非営利活動法人、一般財団法人、一般社団法人
- ウ その他都が本事業を遂行するにあたり適切と認める者

② 非該当要件

次のいずれにも該当していないこと

- ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- イ 法人事業税等を滞納している者
- ウ 事業者・団体、関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業者若しくは構成員に、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）が含まれている者。また、本事業に、暴力団、暴力団員等が介入していること
- エ 都道府県、区市町村、公益法人等が実施する補助事業や助成事業において、不正等の事故を起こしたことがある者
- オ 民法第90条に定める公序良俗に反する事業及び企業体であること

③ 必須要件

- ア 機密情報の取扱いについて、適切な手段・方法で保護できる体制を有

していること

(2) 質問の受付

本事業に関する質問については、以下のフォームより質問すること。

<https://forms.office.com/r/hlpliURbCs>

【質問受付期限】 令和8年3月6日(金曜日)17時まで(厳守)

※回答は、令和8年3月10日(火曜日)以降、順次都のホームページに掲載する。

<https://www.startupandglobalfinancialcity.metro.tokyo.lg.jp/startup/initiatives/kingsalmon-social-jimukyoku08>

※応募状況や審査内容に関する質問については、一切受け付けない。

※原則として全ての質問を公開するため、その前提で質問すること。

(3) プレエントリー

応募する意向がある事業者は以下フォームによりプレエントリーすること。なお、プレエントリーは事前に事業者の応募意向を確認する趣旨であり、プレエントリー後の応募辞退やプレエントリー無しでの応募を妨げない。また、プレエントリーの有無は審査において考慮されない。

【プレエントリー期限(目安)】 令和8年3月6日(金曜日)

<https://forms.office.com/r/hlpliURbCs>

(4) 応募様式の提出

応募様式に必要事項を記入し、下表で指定する応募書類の電子データを「10. 申込・問い合わせ先」に記載の宛先に、メール送付すること。原本が紙でしか存在しないものについては、スキャンしてPDFファイルにて送付すること。

【提出期限】 令和8年3月18日(水曜日)17時まで(厳守)

応募様式は、都のホームページに掲載する。

<https://www.startupandglobalfinancialcity.metro.tokyo.lg.jp/startup/initiatives/kingsalmon-social-jimukyoku08>

なお、応募書類送付時には以下の事項に留意すること。

- ・各応募書類の提出形式については、下表を参照すること
- ・応募書類はまとめてzipファイル形式に圧縮し、パスワードを付与しメールで提出すること。なお、パスワードは別に通知すること
- ・件名には、必ず「【●●(社名)】キングサーモンプロジェクト(社会課題チャレンジコース)事務局事業者応募資料の送付について」と記載すること
- ・添付ファイルの容量が10MBを超過する場合は複数のメールに分割して提出すること
- ・複数の事業者が提携し応募する場合は、その役割等がわかる体制図(任

- 意様式)を必ず添付し、申請は、代表事業者が行うこと
- ・応募を受領した際は、翌営業日までに都からその旨のメール連絡を行うものとする。そのため、受領連絡のメールがない場合、都に対し速やかに電話連絡により確認を行うこと。

表<提出書類一覧>

#	書類	提出形式
1	企画書	PDF
2	様式1 KPI設定シート	Excel
3	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)・直近の法人事業税納税証明書の類(写) ※なお、応募者が東京都物品等入札参加資格を有する場合は、入札参加資格受付票の写しを提出することで本書類の提出を省略できるものとする	PDF
4	直近2期の財務諸表(B/S、P/L、CF計算書) ※税務署に提出した決算報告書一式 ※なお、応募者が東京都物品等入札参加資格を有する場合は、入札参加資格受付票の写しを提出することで本書類の提出を省略できるものとする	PDF

## 9. 留意事項

- (1) 事業者・団体は、支援の実施にあたり本事業の公募要項及び協定書に記載の内容並びに各種関係法令等を遵守すること。
- (2) 応募に要する費用については、都は負担しない。
- (3) 本事業における事業者・団体と都の連絡は日本語を標準言語とする。また、応募様式への記載、プレゼンは日本語で行うこと。ただし、提出書類のうち原本が日本語以外の言語で作成されているものについては、原本およびその日本語訳を提出すること。
- (4) 本事業の参加者は、都が企画するイベントでの登壇等、本事業の情報発信等のために協力すること。
- (5) 以下の場合には審査対象外となる場合がある。
  - ・応募者が、法令等もしくは公序良俗に違反し、またはその恐れのある場合
  - ・応募内容に不備がある場合
  - ・応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載し、その他都に対し偽の申告を行った場合

- (6) 応募にあたって提出された個人情報や機密を含む情報は、守秘義務を有する都及び本事業者に必要な範囲で共有、利用する。個人情報を含む情報は事前の承認なく都及び本事業者以外の第三者には提供しない。
- (7) 事業の推進に関して不適切であると都が判断した場合には、実施途中で協定を解除する場合がある。

## 10. 申込・問い合わせ先

東京都スタートアップ戦略推進本部戦略推進部スタートアップ推進課

〒163-8001

東京都 新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号東京都庁第一本庁舎 14 階北側

電話：03-5388-2106（なお、質問の受付は 8（2）に記載のフォームに限る）

メールアドレス：S1190103@section.metro.tokyo.jp

## 企画書に関する留意事項

### 1 様式及び添付資料

企画書の様式は提案者の自由とするが、A4版横で作成すること。応募書類送付時にPDF形式（10MB以内）として送付すること。

### 2 留意事項

#### (1) 表紙を作成すること。

表紙には、商号又は名称、住所、代表者氏名、担当者氏名、担当者電話番号、担当者メールアドレスを記載すること。

また、複数の事業者が提携し応募する場合には、上記のほか代表事業者及び構成事業者を記載すること。

#### (2) 目次・概要を記載すること。

提案事項全体をまとめた概要を2頁以内で記載すること。概要の作成に当たっては審査基準との対応がわかりやすいものとなるよう留意すること。

#### (3) プレゼン審査において、主として使用する部分（企画書本体部分）は表紙・目次・概要を除いて30頁以内とすること。企画書本体のほかに補足説明用の部分（企画書付属部分）を企画書に含めることは妨げないが、企画書全体として100頁を超えないこと（表紙、目次、概要は除く）。

#### (4) ページ番号を記載すること。

#### (5) フォントは自由とするが企画書の本文記載は10ポイント以上とすること（付属図表等に関する文字の大きさはこの限りではない）。

#### (6) 各ページ右肩に当該頁が別紙3「審査基準」のどの項目に該当する事項に関する記述なのか項目番号を示すこと。

#### (7) 表紙には、表題として「キングサーモンプロジェクト（社会課題チャレンジコース）事務局事業者 企画書」と記載すること。

### 3 企画書に盛り込むべき内容

本事業者の役割を理解し、別紙3「審査基準」の評価項目に応じた提案を盛り込むこと。なお、企画書の各ページの内容が審査基準における評価項目のどれに対応しているかが一目でわかるような資料とすること。